



脱退組合員の持分処理について

Question

当組合に所属している組合員Hが脱退を申し出てきました。Hからの賦課金は4年分が未収となっており、当組合としては未収賦課金と相殺したうえで出資金の返金を検討しています。ところが、Hは「出資金との相殺は民法に反し、定款より民法が優先される」と主張し応じません。未収賦課金とHの持分(出資金)との相殺は認められないのでしょうか？

Answer

相殺は認められます。

中小企業等協同組合法第22条には「脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる」と記載されていますが、これは相殺を主張することを妨げないものと解されます。

この条文の趣旨は脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまで、その持分(出資金のことを指す。以下、持分)の払い戻しを組合において停止することにより組合財産の安定充実を図ろうとするところにあります。債務とは貸付金や経費を指しますが、この経費には賦課金も含まれます。賦課金は債務に該当するということで、組合側から相殺を主張することは可能です。

組合員側は協同組合に所属しているため、組合側と同じく中小企業等協同組合法に律されることとなります。

また、民法とどちらが優先されるかということですが、民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務(賦課金など)とを相殺することもできるとされています。よって、民法においても相殺を主張することを妨げないものと解されるこ

ととなります。

なお、脱退の申出をした組合員の取り扱いですが、中小企業等協同組合法第18条にて「組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる」との記載がある通り、年度末までは組合員としての資格があります。よって脱退の申出をしても年度末までは組合員としての権利と義務は存続します。事業の利用や議決権の行使において差別的取り扱いをすることはできません。同時に、賦課金納入義務や定款服従義務もありますので当年度の賦課金を納入しない場合は過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となります。利息を課することは民法第404条でも認められており、中小企業等協同組合法に限ったことではありません。

ただし、過怠金を課することができるのは組合員が脱退を申し出た事業年度までの債務にとどまります。定款は組合員でなくなった脱退者に対しては効力を及ぼさないためです。よって、事業年度末の脱退以降から持分払戻までの期間には定款で定める延滞金を課することはできないのでご注意ください。